

平成30年第1回定例会3月議会提出議案概要書(2)

議 案 目 録

- 議案第 4 7 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第 4 8 号 明石市職員退職手当条例及び明石市職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定
のこと
- 〃 第 4 9 号 明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例制定のこと

1 要 旨

幼稚園教諭及び保育士の給与に係る処遇の一元化を図るため、幼稚園教諭の給料の水準を保育士の給料の水準に合わせるとともに、人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員の給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市職員の給与に関する条例

イ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

ウ 明石市立学校職員の給与等に関する条例

(2) 幼稚園教諭である職員に適用する給料表の改定

給料月額の水準を保育士の給料月額の水準に合わせる（給料月額が減額となる職員については、現給保障措置を講じる。）。

(3) 任期付職員に適用する給料表の改定（給料水準を平均 0.4% 引上げ）

(4) 現給保障措置の段階的廃止

平成 19 年の給与構造改革及び平成 28 年の給与制度の総合的見直しの際に導入された現給保障措置を段階的に廃止する。

(5) その他所要の整備

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 4 8 号

明石市職員退職手当条例及び明石市職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定
のこと

1 要 旨

本市一般職の職員の退職手当について、国家公務員の取扱いに準じて支給水準を引き下げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市職員退職手当条例

イ 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年改正）

(2) 退職手当の支給水準の引下げ

国家公務員の取扱いに準じ、退職給付水準の官民較差を解消するため、退職手当条例に設けられている調整率を引き下げる。

（現行）100分の87

（改正）100分の83.7

(3) 雇用保険法の一部改正に伴う所要の整備

(4) 給料表の改定に伴う所要の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

明石市立学校職員の特殊勤務手当について、兵庫県の取扱いに準じて支給額を改定するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 増額する手当

手 当 名	現 行	改 正
修学旅行等指導業務手当	4, 2 5 0 円	5, 1 0 0 円
対外運動競技等引率指導業務手当	4, 2 5 0 円	5, 1 0 0 円
部活動指導業務手当	3, 0 0 0 円	3, 6 0 0 円

※いずれも1日当たりの額

(2) 廃止する手当

指導主事業務手当

3 施行期日

平成30年4月1日